

旅したくプラス（教育旅行支払マルチプラン）契約約款（個人）

（適用開始日 令和2年（2020年）3月1日）

第1条 （約款の目的）

- 1 この約款は、KNT-CTホールディングス株式会社（以下「当社」といいます）のグループ会社および当社代理業者が取り扱う教育旅行ならびに当社提携販売店と当社との間で教育旅行代金收受業務の委託契約がなされた教育旅行を対象にして、保護者と締結する旅したくプラス（教育旅行支払マルチプラン）契約（以下「本契約」といいます。）について必要な事項を定めることを目的とします。
- 2 旅したくプラスは、予め定められた教育旅行へ参加する児童、生徒または学生の保護者が旅行サービスの提供を前提に、事前に旅行代金の支払いをすることを目的とするものです。銀行、信託等の金融機関の預貯金と異なり、支払金に利息は発生しません。

第2条 （定義）

本約款における用語の定義は、次の各号の定めるところによります。

- (1) 学校 生徒等が通学する、学校教育法に定める学校および専修学校ならびに各種学校をいう。
- (2) 教育旅行 学校単位もしくはそれ以上の単位、または学科単位もしくはそれ以上の単位で実施され、生徒等が参加し教職員が同行する学校行事の旅行をいう。
- (3) 生徒等 教育旅行に参加する予定の児童、生徒、学生または学校が認めた介助者であり、その保護者によって指定された者をいう。
- (4) 保護者 生徒等の保護者で、当社に対し、本契約の申込をした者をいう。
- (5) 旅行購入権額 教育旅行の代金の支払いに充当することを目的に定めた金額の全部または一部の額をいう。
- (6) 支払額 旅行購入権額について、一括または毎月分割して第3条第3項および第4項の方法により、支払う金額をいう。
- (7) サービス額 事前一括支払いコースの場合に、旅行購入権額付与時に支払額の合計額に付加して当社が付与する金額をいう。
- (8) 事務手数料 申込書データ入力、システム利用料、口座自動引落手数料、収納代行手数料等、契約事務にかかる諸経費の全部または一部で保護者が負担する金額をいう。
- (9) 申込システム パソコン、スマートフォン、タブレット等のデジタル機器を利用して、専用のWebサイトで本契約の申込を行うシステムをいう。
- (10) 取扱店 教育旅行を実施する当社グループ会社もしくは代理業者の支店もしくは営業所または当社と教育旅行代金收受業務委託契約をした当社提携販売店をいう。
- (11) 引落としサービス 保護者が指定した、当社指定の金融機関の預金口座からの口座振替およびゆうちょ銀行の貯金口座からの自動払込をいう。
- (12) コンビニ払い 当社指定の収納代行の払込番号通知式コンビニ払いをいう。
- (13) クレジットカード払い 当社指定の決済代行会社のシステムに登録したクレジットカードによる継続課金サービスをいう。

第3条 （申込方法および支払いコース、支払方法等）

- 1 保護者は、第3項の支払コースおよび第4項の支払方法を選択のうえ、申込システムへ入力する方法または所定の申込書に必要事項を記入し、郵送により当社に提出する方法によって、申込をしていただきます。
- 2 申込システムおよび申込書に記載の旅行購入権額・支払額・支払い回数もしくは預入期間は、いかなる理由によっても変更できません。

- 3 支払いコース
- (1) 毎月支払いコース
旅行購入権額を3回～60回まで毎月均等に分割して支払っていただくコースです。
- (2) 事前一括支払いコース
3ヶ月間～60ヶ月間据え置くことを前提に、事前に旅行購入権額を一括して支払っていただくコースです。
- (3) 出発前一括支払いコース
旅行出発月の2ヶ月前に、コンビニ払いにより旅行購入権額を一括して支払っていただくコースです。

4 支払方法等

(1) 引落としサービス

- ① 保護者が申込システムで登録し、または申込書に記載した預貯金口座から、当社が指定した日（以下「振替日」という）に支払額を口座振替または自動払込（以下併せて「引落とし」といいます。）します。
- ② 振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日を振替日とします。
- ③ 引落としサービスによる支払の場合には、保護者が指定した預貯金口座の通帳等に記帳された記録をもって、支払額の領収証に代えさせていただきます。
- ④ 毎月支払いコースの振替日に保護者が指定した預貯金口座から残高不足等の理由により支払額の引落としができなかったときは、翌月の当該日に前回の支払額とあわせて引落としをいたします。

(2) コンビニ払い

- ① 保護者が申込システムまたは申込書で選択したコンビニエンスストアで、当社が指定した期日（以下「支払期限日」という）までにお支払いいただきます。
- ② 支払期限日までの日に支払うことによってサービス額は増減しません。

(3) クレジットカード払い

- ① 保護者が申込システムで登録したクレジットカードに当社が指定した日（以下「課金日」という）に課金します。
- ② 課金日に保護者が登録したクレジットカードに課金できなかった場合、旅したくプラス事務局からその旨を通知します。通知受領後、保護者は申込システムでクレジットカード情報の変更手続きが必要になります。
- ③ 有効期限切れ等の理由により登録されたクレジットカードに課金できなかったときは、翌月の課金日に前回の支払額とあわせて課金いたします。

5 各支払コースにおいて選択可能な支払方法は次の各号のとおりです。

(1) 申込システムによるお申込（パソコン・スマートフォン・タブレット利用）

支払方法/支払コース	毎月支払い	事前一括支払い	出発前一括支払い
引落としサービス	○	○	×
コンビニ払い	×	○	○
クレジットカード払い	○	×	×

(2) 申込書によるお申込

支払方法/支払コース	毎月支払い	事前一括支払い	出発前一括支払い
引落としサービス	○	○	×
コンビニ払い	×	○	○
クレジットカード払い	×	×	×

- 6 当社は、支払に関わる経費の全部または一部を事務手数料として保護者に請求することができます。

第4条（契約の成立および通知）

- 1 本契約は、前条に定める方法で申込手続きが完了した後、当社が承諾し「お客様番号」を次項各号の方法で通知した時に成立します。

- 2 当社は、次の方法で保護者に「契約完了のお知らせ」を送付し、前項の「お客様番号」を通知します。
 - (1) 申込システムによるお申込の場合
申込時に登録されたEメールアドレスにEメールを送信します。
 - (2) 申込書によるお申込の場合
申込書に記入されたご自宅住所に郵便はがきを送付します。

第5条 (旅行購入権額および付与日)

- 1 当社は、以下のとおり旅行購入権額を付与します。
 - (1) 毎月支払いコース
最終引落しまたは最終課金のあった日の翌月の当社が指定する日に、支払合計額から事務手数料を控除した金額を旅行購入権額として付与します。
 - (2) 事前一括支払いコース
支払額を一括して支払った日から契約した預入期間を経過した日以降に、サービス額を付加して旅行購入権額として付与します。
 - (3) 出発前一括支払いコース
支払期限日までに支払額を一括して支払った場合、旅行出発2ヶ月前の当社が指定する日に、支払合計額から事務手数料を控除した金額を旅行購入権額として付与します。
- 2 毎月支払いコースの契約期間中に第7条第5項の定めにより当社が保護者に催告した場合において、当社が指定する日までに、保護者が支払不足額を支払ったときは、当社は支払額の合計額から事務手数料を控除した金額を旅行購入権額として付与します。
- 3 取扱店が統合または廃止される等のやむを得ない事情により、取扱店がその業務を続行できなくなった場合、当社においてお客様の旅行購入権額を行使できる取扱店を新たに指定いたします。

第6条 (旅行購入権額の行使および精算)

- 1 当社が付与した旅行購入権額は、取扱店が実施する教育旅行の支払に限り行使できます。
- 2 保護者は、教育旅行の旅行代金の支払のために、学校が旅行購入権額を代理行使することを承諾し、その行使に関する一切の権限を学校に委任するものとします。
- 3 前項により、学校が旅行購入権額を代理行使する際に、保護者の意思確認は不要とし、当社は学校の代理行使に関し、一切の責を免れるものとします。
- 4 教育旅行終了後の精算により、旅行購入権額が実際の教育旅行代金を超える場合、当社は旅行購入権額と教育旅行代金の差額を保護者に次の各号に基づき返金します。
 - (1) 返金額は、旅行購入権額と最終的に確定した旅行代金を控除した残額となります。
 - (2) 返金は、支払方法に応じて当社が指定した方法で行います。ただし、振込によって返金する場合は、振込手数料等に相当する金額を差し引いて返金します。
 - ① 支払方法が口座引落しサービスであった場合、口座引落しサービスを行った預貯金口座へ振込を行います。
 - ② 支払方法がコンビニ払いであった場合、保護者名義の預貯金口座へ振込を行います。
 - ③ 支払方法がクレジットカード払いであった場合、登録されたクレジットカードに返金手続きを行います。
- 5 保護者以外の者の名義の預貯金口座への返金を希望する場合は、保護者の同意書を提出していただき、取扱店から保護者ご本人の意思確認を完了した場合に限り、当社は、当該預貯金口座への返金を行います。

第7条 (契約の終了)

- 1 天変地異、その他やむを得ない事由により、取扱店が契約した学校長が、当社に対し、教育旅行の中止または契約解除に関する学校長名の文書もしくは「旅したくプラス契約解約届」を提出したときは、本契約は自動的に終了します。

- 2 保護者は、支払開始予定日から教育旅行の開始日までの間に、生徒等の転校、休学、退学等の事由で生徒等が教育旅行に参加できなくなった場合に、その理由を記入した「旅したくプラス解約届」を提出する方法によって、本契約を解約することができます。
- 3 前2項に基づき本契約が終了した場合、当社は、本契約終了の日から1ヶ月以内に支払額合計額から事務手数料を控除した金額を第6条第4項各号および同条第5項に定める方法により保護者に返金します。
- 4 第2項に基づき本契約が解約されたことに伴い、旅行取消料が発生した場合には、当社は、前項の返金額から旅行取消料を控除したうえで保護者に返金します。
- 5 当社は、次の各号に定めるときは、不足額を支払いまたは当該状態を是正するよう保護者に催告し、催告後相当期間が経過しても不足額が支払われずまたは当該状態が是正されない場合、本契約を解除することができます。
 - (1) 毎月支払いコースにおいて、保護者の指定した預貯金口座から、残高不足等の理由により契約途中で連続して3回引落しができなかったとき、または最終振替日に引落しができなかったとき
 - (2) 毎月支払いコースにおいて、保護者が登録したクレジットカードに、有効期限切れ等の理由により契約途中で連続して3回課金できなかったとき、または最終課金日に課金ができなかったとき
- 6 当社は、前項に基づき本契約を解除するときは、取扱店を通じ、解除に伴う事務手数料を除いた支払額合計額の精算方法について保護者に連絡します。
- 7 当社は、次の各号に定めるときは、本契約を解除することができます。
 - (1) 毎月支払いコースにおいて、初回振替日から連続して3回口座引落しができなかったとき、または初回課金日から連続して3回課金ができなかったとき
 - (2) 事前一括支払いコースにおいて、振替日に口座引落しができなかったとき、または支払期限日までにコンビニ払いがなされなかったとき
 - (3) 出発前一括支払いコースにおいて、支払期限日までに支払いができなかったとき
 - (4) 当社の責に帰すべき事由により、当社が旅行購入権額の行使を受け容れられなくなったとき
- 8 当社は、前項第4号に基づき解除したときは、解除日の翌日から払戻日までの間について、支払合計額に支払期限日の長期プライムレートの100分の1の利率を乗じて算出した金額および領収済み事務手数料を加えて、第6条第4項各号および同条第5項に定める方法により保護者に返金します。この場合、振込手数料は当社の負担とします。
- 9 当社は、本条第7項各号に基づき契約を解除するときは、保護者に書面を郵送する方法によって解除の意思表示を行います。

第8条 (届出内容の変更手続き)

- 1 保護者は、次の各号に掲げる届出事項を変更する場合、申込システムまたは「旅したくプラス届出事項変更依頼書」によって速やかに変更手続を行わなければなりません。
 - (1) 生徒等の氏名
 - (2) 保護者氏名
 - (3) ご自宅住所
 - (4) 電話番号
 - (5) Eメールアドレス
 - (6) 保護者が指定した預貯金口座情報、クレジットカード情報またはコンビニ払いをする場合のコンビニエンスストア
- 2 保護者の責に帰すべき事由により前項の届出がなされずに当社からの通知、送付書類等が延着しまたは到着しなかった場合は、当該書類等は保護者に通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- 3 契約途中で申込時に届け出た支払いコースおよび支払方法を変更することはできません。

第9条 (権利譲渡の禁止)

- 1 保護者は本契約中の支払額および当社が付与した旅行購入権額について、第三者に譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。
- 2 保護者は旅行購入権額を充当した支払い済み旅行代金についても、第三者に譲渡、質入れ等の処分をすることはできません。

第10条 (業務委託の同意)

- 1 当社は、本契約に基づく業務の一部または全部を、以下の会社に委託します。
 - (1) 株式会社KNTビジネスクリエイト (申込データ管理業務、申込内容案内業務等)
 - (2) 東京都ビジネスサービス株式会社 (郵送申込書データ作成業務)
 - (3) 三菱UFJファクター株式会社 (預貯金口座振替方法による収納代行業務)
 - (4) 株式会社ペイジェント (クレジットカード継続課金およびコンビニ払いによる収納代行業務)
 - (5) 株式会社メイテツコム (申込システムの運用管理業務)
- 2 当社は、当社が必要と判断したときに、前項各号に定める会社以外の会社に本契約に基づく業務の一部または全部を委託することがあります。

第11条 (個人情報の保護と利用)

- 1 保護者は、第3条に基づく本契約の申込時または第8条第1項に基づく変更届出時に、当社に提出した個人情報(保護者が入力または記入した属性等の情報をいい、以下同様とします)を、次の各号に該当する目的で当社が利用することに同意するものとします。
 - (1) 取扱店が取り扱う教育旅行の取引および実施に際して必要なとき
 - (2) 本契約に基づく支払い手続きまたは通知発送業務に必要なとき
- 2 保護者は、教育旅行を実施する学校から本契約の申込状況および支払い状況について取扱店に照会があった場合、取扱店が学校に対して当該照会に係る情報を提供することに同意するものとします。
- 3 当社は、保護者が提出した個人情報を注意して取り扱い、その保護に努め、本条第5項に定めた会社および学校にも同様の扱いを求めます。
- 4 保護者は、当社に対し保護者もしくは生徒等の個人情報を開示するよう求めることができます。開示請求により、保護者もしくは生徒等の個人情報の内容が、不正確または誤りであることが明らかになったときは、保護者は、当社に対し、書面をもってその訂正または削除を求めることができます。
- 5 当社は、保護者が当社に提出した個人情報を以下のとおり共同利用します。
 - (1) 共同利用する会社
 - ① 当社グループ会社・関係団体
(詳細は<http://www.kntcthd.co.jp/company/group.html>)
 - ② 教育旅行を取り扱う当社代理業者
 - ③ 当社と教育旅行代金收受業務の委託契約がなされた教育旅行を取扱う当社提携販売店
 - ④ 第10条に掲げる業務委託会社
 - (2) 利用目的：本契約に基づく支払い手続きまたは通知発送業務および取扱店が取り扱う教育旅行の取引ならびに実施
 - (3) 共同利用する個人情報の項目：システムに入力された内容および申込書に記載された内容
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者：当社

第12条 (管轄裁判所)

当社と保護者は、本契約に関する当社と保護者との間の紛争について、当社本社所在地を管轄する地方裁判所をもって、専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第13条 (約款の改正)

本約款は、保護者の個別の承諾を得ることなく、当社から当社所定の方法により変更事項を告知し、改正することがあります。変更の告知後1ヶ月以内に保護者が異議を述べない場合または旅行購入権額を付与された場合は、改正に同意されたものとみなします。

第14条 (規約の準用)

本約款に定めのない事項については、当社の他の規則その他当社のインターネットホームページなどへの掲載内容により取り扱います。

(以下、余白)